

第3回中央団交回答に評価なし24時間スト通告！

大幅賃上げ、産別要求前進・

春闘勝利に向け、

団結ガンバロー

三月二十日（金）全国港湾と港運同盟は第三回中央港湾団交を開催し、日港協に対し回答の大幅な前進を求めた。

団交での日港協の回答は、前回の交渉で提示された回答の中身を補足するものが大半をしめ、特に適正料金支払いの項では「賃上げについて個別縦割りで企業が努力するよう周知する」との回答にとどまった。

組合は日港協からの修正回答を受け、次のとおり主張を行った。

修正回答について、**これまで一定の期間を与えたにも係わらず回答内容に大幅な前進がないこと**については全体的に不満である。また、二月四日の第一回中央港湾団交で要求書を提出してから、今日の第三回中央港湾団交までの間、他産業では、それなりの賃上げ回答を行っている。そのことを鑑みるならば、それと同等もしくは、近くなるような回答を行うべきだ。

賃上げについて個別縦割りと言いが、それを言う前に**日港協として港湾と港湾労働者の地位向上のために範を示すべきだ。**

適正料金の収受については、産別協定を交わしているにも関わらず履行されていない。その結果、専業労使の賃上げ交渉に反映されていない。アメリカ西海岸では、九ヶ月に亘る労働協約改定闘争で物流に大きな影響があった。港湾春闘が解決しなければ同じような状況になる可能性があることも視野に入れてほしい。以上の主張を行ったうえで、組合は日港協に休憩を求め回答に対する内部討議を行い、再開後にあらためて「**修正回答には不満であり回答になっていない。到底受け入れられない**」と表明し、三月二十九日（日）始業時からの二十四時間ストライキ通告をした。

日港協は組合からのストライキ通告について遺憾を表明したが、円満解決のため努力していくために、**三月二十五日（水）十三時半から中央港湾団交を開催する事を組合に求め、組合はそれを了承し、第三回中央港湾団交を打ち切った。**





日港協は、港湾年金制度の改善、日雇い不使用協定の履行、三島川之江港の指定港化等に積極的に取り組め！

現在、日本全体で六五歳までの定年延長の取り組みがなされています。港湾においても定年延長の取り組みが進み、一四中央港湾団交においては会員店社に対し遅くとも厚生年金の支給開始年齢に対応できる定年制を検討するよう指導するとの協定書も交わされています。

しかし、その一方、港湾独自の年金制度である港湾労働者年金制度については以前のままの制度であり、定年が六〇歳から六五歳までに延長されても、港湾年金は七五歳までしか受け取ることができない制度となつていきます。定年延長で長く働くと、その分もらえる年金が減るとい話は合点がいきません。

全国港湾は、港湾年金の支給期間を離職後一五年の**有期支給の制度に改定すること等を求め待遇改善を訴えています。**

港湾年金制度以外にも、日雇い不使用協定の履行、三島川之江港の指定港化等々重要な問題がたくさんあります。各種制度の改善、改定に向け、

五春闘を全力で

たたかおう